

LUM 音楽グレード検定協会 受検規約

この規約は(以下「本規約」といいます)は、LUM 音楽グレード検定協会(以下「当検定」といいます)監修の下、当検定によって策定、管理され、実施される各検定(公開レッスン、プライベートレッスン、各演奏会を含みますが、これらに限られず、以下「本検定」といいます)について定めるものです。本検定を受検希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分にご確認いただき、ご理解とご了承を頂いた上で、お申し込みくださいますようお願い致します。

第 1 条(適用)

- 1、本規約は、当検定が運営・実施する各検定のすべての受検者(以下「受検者」といいます)に適用され、各々が遵守すべき事項を定めたものです。また、受検希望者は、本規約に同意した上で、本検定の申し込みを行うものとします。
- 2、本検定の内容は、別途当検定が案内または配布する資料等の詳細、カリキュラム等の通りとし、また本検定の内容の追加等の変更が生じた場合は、当検定の受検者に対し遅滞なく通知するものとします。なお、当該通知を持って、これにかかる変更は、当検定と受検者間の受検規約に適用されるものとします。

第 2 条(受検申込)

- 1、受検者は、本検定への申込みを当検定所定の方法により行うものとします。
- 2、前項の申込手続の不備、誤記、遅延等、もしくは本検定または申込フォームの記入事項等について、受検者による不知、誤認があった場合、これらに起因する、受検者の不利益は受検者の責任とし、当検定は責任を負いません。

第 3 条(受検資格条件)

受検希望者は、各検定における受検資格要件は当検定の定める通りとし、当検定の主旨や規約に同意した申込者に対して受検することを保証するものとします。

第 4 条(受検料及び支払い方法)

受検者は、本検定の受検料等を、各検定所定の方法で支払うものとします。本検定の受検料等の支払いにかかる手数料(銀行振込の場合の振込手数料を含みます)は、受検者負担となります。

第 5 条(キャンセル)

受検者の申込み後のキャンセルは、各検定の定める締切り日まで受付可とし、それ以降のキャンセルはいかなる理由があっても受け付けられることとします。また当検定の提供するレッスン等のキャンセルに関しても、同様の規定を適用するものとします。振込後の返金がある場合は、振込手数料を差し引いた金額を申込者に振込にて返金するものとします。

第6条（検定開催中止）

申込者数が規定を下回った場合、該当地区の開催を中止することがあります。日時の振替、または検定料返金等にて対応するものとします。台風、地震等の天災が生じた場合、協会にて開催中止の判断をし、ウェブサイトにて発表します。中止となった地区に申し込んでいた場合は、日時の振替、検定料の返金にて対応するものとします。中止の判断は開催当日になることもありますが、受検のために生じた旅費等、受検者ご本人の負担金については、当検定は責任を負わないものとします。

第7条（免責）

- 1、受検者は、当検定に申し込みを表明し申込書を提出した時点で、当検定の参加要項および、ウェブサイトに記載された受検規約、並びに本免責事項に同意したものとみなします。
- 2、当検定は、受検者が当検定を受検するにあたって発生した受検者間および受検者と第三者との問題について、一切の責任を負いません。受検者の行為により、当検定または第三者（会場運営者、見学者等）に対し損害を与えた場合、損害を与えた受検者本人の責任および費用をもって解決するものとします。
- 3、当検定は、検定会場において生じた盗難・紛失、販売上のトラブル、駐車場を含む会場内の事故等に関して、一切の責任を負いません。これらの問題は、当事者本人の自己責任もしくは当事者間で解決していただきます。
- 4、当検定は、記録として検定会場内の撮影をすることがあります。撮影した写真・動画は、ウェブサイトなどの広報媒体に掲載されることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 5、当協会ウェブサイトの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当検定は受検者が当ウェブサイトの情報を用いて行う一切の行為について、責任を負いません。

第8条（秘密情報等）

- 1、本規約の対象とする情報は、第2項に定める秘密情報及び第3項に定める個人情報（以下併せて「秘密情報等」といいます）とします。
- 2、秘密情報とは、受検者が当検定の受検に伴い当検定から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされる情報をいいます。但し、そのうち当検定が書面によって事前に承諾した情報については除外します。
- 3、個人情報とは、受検者が当検定の受検に伴い当検定から提供された情報及び本規約に関連する情報、並びに当検定関係者に関する情報の内、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）をいいます。

第9条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

- 1、受検者は、秘密情報等について、厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また本規約の目的以外に使用してはいけません。
- 2、受検者が前項の定めに違反したことにより損害の発生が発覚した場合、当検定は被った損害の賠償を受検者に対し請求することができるものとします。

第10条（禁止行為）

販売、宗教、選挙に関する活動、また当検定、受検者、会員、関係者に不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、法令に違反もしくは違反する恐れのある行為は固く禁止します。

第11条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合は、当検定の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年1月1日 制定・施行